

2024年3月22日

各位

本社所在地 大阪市中央区十二軒町 5-12
上場会社名 株式会社 マンダム
代表者名 代表取締役社長執行役員 西村 健
証券コード 4917 東証プライム市場
問い合わせ先 IR 室長 川北 英男
(TEL.06-6767-5020)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2024年3月22日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の改定について、2024年6月21日開催予定の第107回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、当社取締役会での上記決議は、取締役会の任意の諮問機関であり、半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会において審議した結果に基づいて行っています。

記

1. 改定の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額450百万円以内（ただし、使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与を含まない。）として、また2018年6月22日開催の第101回定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠で、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額を年額150百万円以内として、それぞれご承認をいただいています。このたび、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めるため、また当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、本制度の内容を一部改定することについてご承認をお願いするものです。

2. 改定の内容

(1) 本制度に係る株式総数の上限

当社の取締役（社外取締役を除く。）が、本制度に基づき発行または処分を受ける譲渡制限付株式の総数（上限）を、本株主総会における承認を条件として、以下のとおり改定します。なお、当該株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額に変更はありません。

現行	改定後
年 39,000株	年 150,000株

3. その他

以上の改定点のほか、本制度の内容に変更はありません。導入時の本制度の内容については、2018年4月27日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上